



# 鳥取県公報

令和元年7月16日(火)  
第9119号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (137) (県民参画協働課) . . . . . 2
	肥料の登録の失効 (138) (くらしの安心推進課) . . . . . 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (139) (企業支援課) . . . . . 3
	保安林の指定 (3件) (140~142) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	保安施設地区の指定予定 (143) (〃) . . . . . 5
	公共測量の実施 (144) (県土総務課) . . . . . 6
◇ 選管告示	参議院議員通常選挙における選挙分会の場所等 (17) . . . . . 6
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所 (11) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第137号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第45条において読み替えて準用する同法第39条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定日  
令和元年7月1日
- 2 指定に係るシルバー人材センター連合の名称  
公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会
- 3 指定した業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類）	職種（厚生労働省編職業分類）	市町村の区域
A01 農業	G 46 農業の職業	県内全市町村
I 56 各種商品小売業	D 32 商品販売の職業	
	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
Q 87 協同組合（他に分類されないもの）	G 46 農業の職業	鳥取市
E 09 食料品製造業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
S 98 地方公務	I 66 自動車運転の職業	米子市
I 59 機械器具小売業	K 76 清掃の職業	
K 70 物品賃貸業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
M 75 宿泊業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
R 92 その他の事業サービス業	K 76 清掃の職業	
	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
E 12 木材・木製品製造業（家具を除く）	H 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	倉吉市
	K 77 包装の職業	
E 24 金属製品製造業	H 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	
	K 75 運搬の職業	
	K 77 包装の職業	
K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
	C 25 一般事務の職業	琴浦町
S 98 地方公務	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	北栄町
I 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	H 54 製品製造、加工処理の職業	
I 60 その他の小売業	K 75 運搬の職業	日吉津村
R 92 その他の事業サービス業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
R 93 政治・経済・文化団体	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	米子市及び日吉津村
I 56 各種商品小売業	C 25 一般事務の職業	
	C 26 会計事務の職業	
Q 88 廃棄物処理業	K 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	倉吉市及び北栄町
S 98 地方公務	E 41 居住施設、ビル等の管理の職業	琴浦町及び北栄

	町
--	---

### 鳥取県告示第138号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条本文の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称 及び住所	失効年月日
鳥取県 第190号	魚かす粉末	6.0魚荒かす 粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町二 丁目143	平成29年12月31 日

### 鳥取県告示第139号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス淀江店 米子市淀江町小波字東外浜1215-2ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年3月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,534平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 55台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 12台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 面積 45平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 容量 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 9の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

8 届出年月日

令和元年7月8日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

令和元年7月16日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭4

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字コボキ75の1、76の4

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字上桑原994

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第143号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安施設地区予定地の所在場所

米子市大谷町88に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

2年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第144号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年7月1日から同年12月27日まで
- 3 作業地域 倉吉市地内

---

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第17号**

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会
  - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
  - (2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
  - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
  - (2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時30分

---

## 合同選管告示

**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号**

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年7月16日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日時 令和元年7月24日 午後3時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

---

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年7月16日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和元年8月8日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和元年8月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑